

# 請 書

- 1 業務名
- 2 履行期限 令和 年 月 日
- 3 契約金額 一金 円也 (うち消費税 円也)
- 4 契約保証金 免 除 (垂水市契約規則第 33 条第 9 号による)

上記の契約については、垂水市契約規則及び裏面に記載した契約事項を承諾し、確実に履行することを誓約してお請けします。

令和 年 月 日

受託者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

委託者  
垂水市長 尾脇 雅弥 殿

(契約事項)

- 1 受託者は、この契約事項に従い、表記の契約金額をもって、表記の業務を表記の履行期限までに完了すること。
- 2 受託者は、業務を完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 4 受託者は、天災その他やむを得ない事由により、履行期限までに業務を完了する見込みがなくこれを延長しなければならないときは、その理由を明らかにして、委託者に履行期限の延長について届出ること。
- 5 委託者は、業務の完了を受けたときは、その日から5日以内に検査を行うものとし、委託者は、検査の結果、契約の内容の全部又は一部が契約に違反し、又は、不当なものがあるときは、受託者に対し修正又は他の成果品との交換を求めることができる。
- 6 委託者は、受託者が次の(1)に該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の解除をすることができる。また、受託者が(2)～(6)のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
  - (1) 履行期限以内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (2) この契約の目的を達成することができないことが明らかであるとき。
  - (3) 受託者がこの契約の目的物の引渡しを拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受託者が履行しないでその時期を経過したとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が催告をしても契約をした目的を達成するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (6) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
    - ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員(役員として登記又は届出をしていないが実質上経営に関与している者を含む。)又はその支店若しくは常時業務の受託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が垂水市暴力団排除条例(平成24年条例第15号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
    - イ 受託者が自ら契約するに当たり、その相手方が暴力団(条例第2条第1号に規定するものをいう。以下この号において同じ。)、暴力団員であることを知りながら、当該者と契約をしたと認められるとき。
    - ウ 受託者が、暴力団、暴力団員である者を受託者が自ら行う契約の相手方としていた場合(イに該当する場合を除く。)に委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき
- 7 受託者は、契約の履行に当たり、不当介入(暴行行為、脅迫行為又はこれに類する行為、威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為、正当な理由なく面会を強要する行為、正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為、その他秩序の維持、安全確保又は契約の履行に支障を生じさせる行為をいう。)を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに委託者に報告するとともに警察に届出なければならない。また、警察の捜査に協力しなければならない。
- 8 この約定に定めのない事項については、必要に応じて委託者及び受託者において協議して定める。